

議案第18号

新居浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

新居浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月24日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第226号）第10条第1項」を「昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第10条第1項及び第15条第2項」に、「位置等」を「位置等並びに消防長及び消防署長の資格」に改める。

第4条の次に次の2条を加える。

（消防長の資格）

第5条 法第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- （1）本市の消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- （2）本市の行政事務に従事した者で、部長の職その他これと同等と認められる職に1年以上あったものであること。

(3) 本市の行政事務に従事した者で、部長の職を補佐する職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第6条 法第15条第2項に規定する条例で定める消防署長の資格は、本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

消防組織法の一部が改正され、消防長及び消防署長の資格の基準が条例に委任されることに伴い、これらの基準について必要な事項を定めるため、本案を提出する。